

「大気汚染防止法第 22 条の規定に基づく大気の汚染の状況の常時監視に関する事務の処理基準」

改正新旧対照表

旧	新
目次 (略)	目次 (略)
I 大気汚染状況の常時監視の目的 (略)	I 大気汚染状況の常時監視の目的 (略)
II 窒素酸化物、浮遊粒子状物質等に係る常時監視	II 窒素酸化物、浮遊粒子状物質等に係る常時監視
1. 測定対象 (略)	1. 測定対象 (略)
2. 測定局の数及び配置	2. 測定局の数及び配置
(1) 測定局数	(1) 測定局数
<p>上記 1. の測定対象に係る大気汚染状況を常時監視するための測定設備が設置されている施設を測定局という。都道府県は、政令市と協議の上、当該都道府県における測定項目ごとの望ましい測定局数の水準を決定するものとする。望ましい測定局数の水準は、以下のアに規定する全国的視点から必要な測定局数に、以下のイに規定する地域的視点から必要な測定局数を加えて算定する。</p>	<p>上記 1. の測定対象に係る大気汚染状況を常時監視するための測定設備が設置されている施設を測定局という。都道府県は、政令市と協議の上、当該都道府県における測定項目ごとの望ましい測定局数の水準を決定するものとする。望ましい測定局数の水準は、以下のアに規定する全国的視点から必要な測定局数に、以下のイに規定する地域的視点から必要な測定局数を加えて算定する。</p>
(中略)	(中略)
ア 全国的視点から必要な測定局数の算定	ア 全国的視点から必要な測定局数の算定
(中略)	(中略)

旧	新
<p>③ 測定項目の特性に対応した測定局数の調整</p> <p>(中略)</p> <p>(b) 一酸化炭素</p> <p>移動発生源による汚染が中心であることから、①及び②で算定された数の概ね <u>1/2</u> の数を測定局数とする。</p> <p>(中略)</p> <p>Ⅲ 微小粒子状物質に係る常時監視 (略)</p> <p>Ⅳ 有害大気汚染物質に係る常時監視 (略)</p> <p>附則 (平成 17 年 6 月 29 日)</p> <p>「大気汚染防止法第 22 条の規定に基づく大気汚染の状況の常時監視に関する事務の処理基準について (平成 13 年 5 月 21 日環管大第 177 号、環管自第 75 号)」は、本通知により改める。</p> <p>附則 (平成 19 年 3 月 29 日)</p> <p>平成 17 年 6 月 29 日に改正した「大気汚染防止法第 22 条の規定に基づく大気汚染の状況の常時監視に関する事務の処理基準について (平成 13 年 5 月 21 日環管大第 177 号、環管自第 75 号)」は、本通知により改める。</p> <p>附則 (平成 22 年 3 月 31 日)</p> <p>1. 平成 19 年 3 月 29 日に改正した「大気汚染防止法第 22 条の規定に基づく</p>	<p>③ 測定項目の特性に対応した測定局数の調整</p> <p>(中略)</p> <p>(c) 一酸化炭素</p> <p>移動発生源による汚染が中心であることに加えて、<u>大気環境中の濃度が環境基準値より大幅に低減している状況から</u>、①及び②で算定された数の概ね <u>1/4</u> の数を測定局数とする。</p> <p>(中略)</p> <p><u>(a)、(b)、(c)で調整を行った結果、測定局数が「1」を下回る数値となった場合は「1」とする。</u></p> <p>Ⅲ 微小粒子状物質に係る常時監視 (略)</p> <p>Ⅳ 有害大気汚染物質に係る常時監視 (略)</p> <p>附則 (平成 17 年 6 月 29 日)</p> <p>「大気汚染防止法第 22 条の規定に基づく大気汚染の状況の常時監視に関する事務の処理基準について (平成 13 年 5 月 21 日環管大第 177 号、環管自第 75 号)」は、本通知により改める。</p> <p>附則 (平成 19 年 3 月 29 日)</p> <p>平成 17 年 6 月 29 日に改正した「大気汚染防止法第 22 条の規定に基づく大気汚染の状況の常時監視に関する事務の処理基準について (平成 13 年 5 月 21 日環管大第 177 号、環管自第 75 号)」は、本通知により改める。</p> <p>附則 (平成 22 年 3 月 31 日)</p> <p>1. 平成 19 年 3 月 29 日に改正した「大気汚染防止法第 22 条の規定に基づく</p>

旧	新
<p>大気汚染の状況の常時監視に関する事務の処理基準について（平成 13 年 5 月 21 日環管大第 177 号、環管自第 75 号）」は、本通知により改める。</p> <p>2. IIIの2.（1）の算定方法については、蓄積された観測値により把握される濃度の地域分布や経年変化等についての検討を行い、この通知の施行後 3 年を目途に見直しを行うこととする。</p> <p>附則（平成 23 年 7 月 1 日）</p> <p>1. 平成 22 年 3 月 31 日に改正した「大気汚染防止法第 22 条の規定に基づく大気汚染の状況の常時監視に関する事務の処理基準について（平成 13 年 5 月 21 日環管大第 177 号、環管自第 75 号）」は、本通知により改める。</p> <p>2. 本通知は、平成 24 年 4 月 1 日から適用する。</p> <p>附則（平成 25 年 8 月 30 日）</p> <p>1. 平成 23 年 7 月 1 日に改正した「大気汚染防止法第 22 条の規定に基づく大気汚染の状況の常時監視に関する事務の処理基準について（平成 13 年 5 月 21 日環管大第 177 号、環管自第 75 号）」は、本通知により改める。</p> <p>2. 本通知は、平成 26 年 4 月 1 日から適用する。ただし、本通知の適用により、測定地点数や各測定地点の測定項目数が大幅に変動する場合には、平成 26 年度から 3 年を目途に測定地点や測定項目の見直しを行うことで良い。</p> <p>附則（平成 28 年 9 月 26 日）</p> <p>本通知は、平成 30 年 4 月 1 日（水銀に関する水俣条約が日本国について効力を生ずる日が平成 30 年 4 月 1 日後となる場合には、当該条約が日本国について効力を生ずる日）から適用する。</p>	<p>大気汚染の状況の常時監視に関する事務の処理基準について（平成 13 年 5 月 21 日環管大第 177 号、環管自第 75 号）」は、本通知により改める。</p> <p>2. IIIの2.（1）の算定方法については、蓄積された観測値により把握される濃度の地域分布や経年変化等についての検討を行い、この通知の施行後 3 年を目途に見直しを行うこととする。</p> <p>附則（平成 23 年 7 月 1 日）</p> <p>1. 平成 22 年 3 月 31 日に改正した「大気汚染防止法第 22 条の規定に基づく大気汚染の状況の常時監視に関する事務の処理基準について（平成 13 年 5 月 21 日環管大第 177 号、環管自第 75 号）」は、本通知により改める。</p> <p>2. 本通知は、平成 24 年 4 月 1 日から適用する。</p> <p>附則（平成 25 年 8 月 30 日）</p> <p>1. 平成 23 年 7 月 1 日に改正した「大気汚染防止法第 22 条の規定に基づく大気汚染の状況の常時監視に関する事務の処理基準について（平成 13 年 5 月 21 日環管大第 177 号、環管自第 75 号）」は、本通知により改める。</p> <p>2. 本通知は、平成 26 年 4 月 1 日から適用する。ただし、本通知の適用により、測定地点数や各測定地点の測定項目数が大幅に変動する場合には、平成 26 年度から 3 年を目途に測定地点や測定項目の見直しを行うことで良い。</p> <p>附則（平成 28 年 9 月 26 日）</p> <p>本通知は、平成 30 年 4 月 1 日（水銀に関する水俣条約が日本国について効力を生ずる日が平成 30 年 4 月 1 日後となる場合には、当該条約が日本国について効力を生ずる日）から適用する。</p> <p>附則（令和 4 年 3 月 31 日）</p>

旧	新
	<u>平成 28 年 9 月 26 日に改正した「大気汚染防止法第 22 条の規定に基づく大気の汚染の状況の常時監視に関する事務の処理基準について（平成 13 年 5 月 21 日環管大第 177 号、環管自第 75 号）」は、本通知により改める。</u>